

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月26日

京都市長 松井孝治

京都市規則第40号

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「1,870円」を「1,940円」に改め、同項第2号中「3,760円」を「3,830円」に改め、同項第3号中「5,050円」を「5,120円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)